

定期報告対象建築物一覧

報告が必要となる建築物及び報告年度は次のとおりです。

なお、報告する期間は、該当するその年度の **6月1日から11月30日の間**です。

対象用途	対象規模（下記のいずれかに該当するもの）	報告時期
劇場 映画館 演芸場	① 当該用途（100㎡を超えるもの）が、地階若しくは3階以上の階にあるもの ② 当該用途の床面積の合計が200㎡を超えるもの ③ 主階が1階にないもの ④ 客席部分の床面積の合計が200㎡以上あるもの	令和6年度 令和9年度 令和12年度 (6/1～11/30)
観覧場（屋外観覧場を除く） 公会堂 集会場	① 当該用途（100㎡を超えるもの）が、地階若しくは3階以上の階にあるもの ② 当該用途の床面積の合計が200㎡を超えるもの ③ 客席部分の床面積の合計が200㎡以上あるもの	
学校 体育館	① 当該用途（100㎡を超えるもの）が、地階若しくは3階以上の階にあるもの ② 当該用途の床面積の合計が2,000㎡を超えるもの	
博物館、美術館、図書館、ボーリング場、スケート場、水泳場、スポーツの練習場	① 当該用途（100㎡を超えるもの）が、地階若しくは3階以上の階にあるもの ② 当該用途の床面積の合計が2,000㎡を超えるもの	
事務所その他これらに類する用途に供する建築物	① 当該用途の階数が5階以上で、かつ、当該用途の床面積の合計が1,000㎡を超えるもの ② 当該用途が地階にあるもの（100㎡を超えるもの）	
病院 診療所（患者の収容施設があるものに限る） 児童福祉施設等（政令第115条の3第1号 ^{※1} ）	① 当該用途（100㎡を超えるもの）が、地階若しくは3階以上の階にあるもの ② 当該用途の床面積の合計が500㎡を超えるもの ③ 2階にある当該用途の床面積の合計が300㎡以上のもの	令和4年度 令和7年度 令和10年度 (6/1～11/30)
旅館 ホテル	① 当該用途（100㎡を超えるもの）が、地階若しくは3階以上の階にあるもの ② 当該用途の床面積の合計が500㎡を超えるもの ③ 2階にある当該用途の床面積の合計が300㎡以上のもの	
下宿 共同住宅 寄宿舎	① 当該用途（100㎡を超えるもの）が、地階若しくは3階以上の階にあるもの ② 当該用途の床面積の合計が500㎡を超えるもの ③ 2階にある当該用途の床面積の合計が300㎡以上のもの（高齢者、障害者等の就寝用途に限る）	
百貨店、マーケット、展示場、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、料理店、飲食店、物品販売業を営む店舗	① 当該用途（100㎡を超えるもの）が、地階若しくは3階以上の階にあるもの ② 当該用途の床面積の合計が1,000㎡を超えるもの ③ 2階にある当該用途の床面積の合計が500㎡以上のもの	令和5年度 令和8年度 令和11年度 (6/1～11/30)

（※1）児童福祉施設（幼保連携型認定こども園を含む）、助産所、身体障害者社会参加支援施設（補装具製作施設及び視聴覚障害者情報提供施設を除く）、保護施設（医療保護施設を除く）、婦人保護施設、老人福祉施設、有料老人ホーム、母子保健施設、障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム又は障害福祉サービス事業（生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る）の用に供する施設